

「恵みとしての戒規」ルターの破門論の視座から

小形真訓

資 料

- 1 イエス 「また、もしあなたの兄弟が罪を犯したなら、行って、ふたりだけのところで責めなさい。もし聞き入れたら、あなたは兄弟を得たのです。もし、聞き入れないなら、ほかにひとりかふたりをいっしょに連れて行きなさい。ふたりか三人の証人の口によって、すべての事実が確認されるためです。それでもなお、言うことを聞き入れようとしないなら、教会に告げなさい。教会の言うことさえも聞こうとしないなら、彼を異邦人か取税人のように扱いなさい。」 マタイ18：15～17
- 2 パウロ 第一コリント5：1以下、とくに11 「あなたがたの間に不品行があるということが言われています。しかもそれは、異邦人の中にもないほどの不品行で、父の妻を妻にしている者がいるとのことです。・・・私は前にあなたがたに送った手紙で、不品行な者たちと交際しないようにと書きました。それは、世の中の不品行な者、貪欲な者、略奪する者、偶像を礼拝する者と全然交際しないようにという意味ではありません。もしそうだとしたら、この世界から出て行かなければならないでしょう。私が書いた本当の意味は、もし兄弟と呼ばれる者で、しかも不品行な者、貪欲な者、偶像を礼拝する者、人をそしめる者、酒に酔う者、略奪する者がいたなら、そのような者とはつきあってはいけない、いっしょに食事をしてはいけない、ということです。」
- 3 「かつて上流階級や知識人が受け入れ、病院・学校など社会事業を展開してきたため、教会には『社会的に高く評価されて当然』という意識がある。だから不品行、セクハラ、金銭問題が神聖な教会では起こり得ないと思いつつ、しかしそれらの問題が教会においても起こりうるという意識を持つべきだ。」(ある宗教社会学者、AERA所載)
- 4 藤掛明 「牧師の仕事は過酷であり、中年期にもなると仕事においても家庭においても中年期(初老期)の危機といわれる変調が生じる。そのような中でひたすら頑張る乗り越えようとする息切れが生じる。そうした際に自分の本質的な弱さを認められずに払拭しよう(強い自分、さびしくない自分を味わおうとする)とすると、いろんなやりくりが始まる。その深刻で代表的パターンのひとつが性的領域への暴走である。」
- 5 加藤常昭 「教会は立派な、愛にとんだ信仰深い者たちばかりが集まっているという思いがあるだけに、兄弟が罪を犯したとなると・・・表面を取り繕うのが下手であるばかりか、やっと繕ったと思っても未解決の問題がやがて本当に火を噴いたときには、教会の交わりは実に脆く崩れていく。そういう体験をどれほどしているか」(説教全集)
- 6 中澤啓介 「赦しこそイエス共同体のシンボルである。ところ罪の赦しを強調すれば

するほど、罪に対して厳しい対処は難しくなる。」（マタイ福音書）

7 カイパー R. B. 「多くの教会は、教会員を減じ、そのことによって栄光を失いはしないかと恐れて、戒規をなおざりにします。しかし、実際には、戒規を行使しない教会は、内からの尊敬と 外の人々の尊敬の両方を失うことは確かです。奇異に感じられるかも知れませんが、今日、教会が世俗的になっているので、世は教会を軽く見くびっています。そして教会員は教会員で、教会が世と区別されていないので教会員であることに誇りなど感じていません。」（『聖書の教会観』(The Glorious Body of Christ)

8 CLC出版部「教会役員ガイド」 「戒規とは教会の清潔と秩序を保ち、教会の徳をたてるために、信仰的または道徳的に教会の秩序を乱す者と、教会員としての義務を長期間にわたって怠る者への勧告と教育的意味を持った罰則」。

I ルターの破門論

1 ルター的破門理解

ルターは 1521 年教皇から破門され、その身分は終生継続する。カルヴァンが戒規の執行によって教会を守る立場にあったのとは対照的である。中世カトリック教会においては破門、聖務停止、聖職位剥奪などの懲戒罰、教会への出入り禁止、教会墓地への埋葬拒否などの補償的教会罰が定められていた。ルターにとってはまさに濫用されつつある破門から信徒をいかに守るかが発想の原点であった。個人を守るための破門論であった。私見であるが *excommunicatio* という文字の背後に広がるのはカール五世の神聖ローマ帝国ではないだろうか。それに対して *disciplina* の文字は、市民意識のまさに高揚しつつある都市シュネーブにおいて浮かび上がるものであったかもしれない。

破門が初代教会から始まっていたことは聖書の示すとおりで、不品行な者や異端を聖餐の席から除いた。中世になって罪が大罪（背教、猥雑行為、殺人など）と小罪に分けられるようになると、破門にも金銭的贖いの考えが入り込み（免償）、また大破門小破門の区別を生じる。小破門が陪餐禁止のみであったのに対し大破門は一切の生活手段の剥奪や、一定期間の追放、教会墓地埋葬禁止が伴うようになった。¹

ルターの破門理解を一言で言えば、最初から罪人を教会の交わりに引き戻す手段と考えていることである。「聖なる教会という母親は、罪悪のこのように確かな害悪を破門という懲罰によって、その愛する息子に示そうとし、そして、こうすることによって、その息子

¹ 『ルターと宗教改革事典』 p237~239

を悪魔から再び神に連れ戻そうとする」² ものであった。「隣人に改心を求めるためのもの」³ 「破滅からの救い」⁴ などの言葉に現れているように、破門はルターにとって愛と教育の手段であった。この点カルヴァンの「暴れまわる者たちを取り押さえる手綱、意志のない人間をはげます拍車、こらしめの父の杖」⁵ と著しい対照をなす。カルヴァンにとって破門は大都市ジュネーブの教会を健全に保つために必要な支えであり、教会の秩序と一致のために不可欠なものであったが、ルターにおいては異なる様相を持つ。

ルターによれば「破門はなんびとをも地獄に落とすことなく、むしろ、そこから引き出し、否応なく破滅からその人の至福な境涯に至らしめるために、そのからだを世俗的財産とに加えられた親切な母親の鞭にほかならない」⁶ のである。破門の目的は永劫の罪に落すことではなく、破滅した魂を「捜し出して、それをもとに戻そうとする」ものであり、むしろ悔い改めの契機であった。

2 共同体としての教会

破門論はまた教会論の裏返しでもある。ルターは sacrament の意義を「すべての聖徒との交わり」におく。この交わりに加わることが *communicare* であり、聖徒の共同体に受け入れ、キリストの霊のからだに合わせられて、その一員とされる。逆に「Excommunicare とは共同体から追放すること・・・ドイツ語では破門するということになる」⁸ 教会とはキリストをかしらとする共同体にほかならないのであり、「聖なるみからだの sacrament はすべての聖徒たちの共同体の一つのしるしである・・・エクスキューニカチオとはその共同性を奪うことを意味する。」⁹

破門について考えつつ、ここに至って「教会とはなにか」という問いかけが聞こえてくるであろう。ルターによればこの共同体は二様のものであって、第一の共同体は内的で霊的で、心の中における不可視のものである。すなわち信仰によってすべての聖徒らの共同体に受け入れられて一体となる。これが sacrament において示され与えられるのであり「sacrament を信じる人の心のうちに、神ご自身が聖霊によってそれを注ぎたもう」のであるから「いかなる破門もここまで届き達しうるものではない。」¹⁰ すなわち第一の共

² 同 p12

³ 同 p10

⁴ 同 p16

⁵ カルヴァン前掲書 p267

⁶ ルター「破門についての説教」『著作集第1集』第3巻 p16

⁷ 同上 p14

⁸ ルター「キリストの聖なる真のからだの尊い sacrament について、及び兄弟団についての説教」1519 『ルター著作選集』 p98

⁹ 「破門についての説教」『著作集第1集』第3巻 p7

¹⁰ 同上 p8

同体は破門に関係なく信じる者のために存在している。

これに対して第二の共同体とは、一般に教会として認識される集団であり、外的で、肉体的で、可視的なものであるから、司祭・教皇がその人の罪のゆえにそこから人を引き離すという、言葉通り共同体からの引き離し、Excommunicare すなわち破門（聖職者による sacrament の奪い取り）が起こる。¹¹ しかしながらルターの間では、破門の決定は聖職者によるのではなく、御言葉の務めをになう教会に委ねられるべきであった。¹²

このようにルターは教会の共同体としての側面を強く意識しているように思われる。ゆえに破門は文字通りエクス・コムニカーレなのである。言い換えれば教会という強固な枠に信徒が入っているというよりも、キリストを信じる信仰者の集合こそが教会、と考えているかのようだ。これは全信徒祭司論にもつながるかもしれない。

ルターの破門論で見落としてはならないのは、被破門者こそ福音にふれるべきだという考えである。「福音や説教を聞くことからはなんびとも追い出したり追い出されたりしてはならない・・・神の御言を聞くことはなんびとにとっても、いつも自由であるべきである。」¹³ すなわち破門されている者こそ最も多く聞かなければならないのである。そして「われわれは人々を教会から追い出すのではなく、教会の中へと追い込む」ことが必要なのである。

II 教会における戒規の役割 戒規か規律か？

教会は人間社会の現実の中にその「からだ」を横たえている。罪に対して毅然たる態度を持ちながら、七度を七十倍するまで（マタイ 18:22）という赦しの奥深さを、イエスの体である教会は実現しなくてはならない。「私たちの指示に従わない者があれば、そのような人とは交際しないように・・・しかし、その人を敵とはみなさず、兄弟として戒めなさい。」（Ⅱテサロニケ 3:13~14）

1 戒規は抑止力となりうるか

罰則によって発生を抑制するのは困難である。悔い改めず戒規の適用をうけたとしても、教会生活は彼にとって日常のごく一部にすぎず、ほとんど不都合が生じない。処分に納得できないなら他教派に移ればよいのであり、処罰は予防策としてほとんど無意味である。

教会規定といえども所詮は人の言葉であり、しかも教会外の市民社会においてなんの拘

¹¹ 「破門についての説教」前掲書 p7~8

¹² 前掲書『ルターと宗教改革事典』P239

¹³ 「破門についての説教」前掲書 p31

束力もないが、しかしそれは一種の見える標識、キリスト者が道路わきに転落しないよう守るフェンスとしての機能するはずである。

2 信徒を守る

戒規の目的は罰するのでなく守ることにある。道路わきに転落防止のフェンスがあっても、人は自らそれを飛び越えて事故が起こるのであれば、われわれは転落の防止策を別に持たなければならない。戒規に該当する行為が教会において起こりうることを前提としなければならない。¹⁴

これは一種の危機管理である。有事すなわち事が起こってから動くのではなく、平時において発生を予想して対策を講じることによりリスクを最小限に抑えるという国家や企業レベルでの危機管理が教会にもあてはまるはずである。

(1) 戒規が恵みとして認識されること。規定の存在と手順を明らかにしておくこと。担当する教役者を決めておくこと。いわば防止システムのハード部分の整備である。

(2) つぎにソフトの部分にあたるのは、信徒・教職の悔い改めである。ルターは九五箇条の初行で「悔い改めは一度限りでなく全生涯繰り返される」としている。日々の悔い改めなしには、いかなる戒規規定も意味をなさないと考えるべきである。

繰り返すが戒規に該当する行為が教会において起こりうることを教会全体が理解し前提としなければならない。その上で予防策を講じるわけである。

3 教職を守る

信徒のためには教職者が立てられているが、教職のための指導者はいるのだろうか。若い牧師のためにスーパーヴァイザーを立てるのは理想であるが現実的には難しく、あっても良好な機能を求めるわけにはいかないだろう。教職は放置され、自分のことを先輩や友人に相談する習慣もないし、その気持もない。黙々とひとり悩むのみである。加えて信徒側の楽観主義、教師側の自信過剰など危険な要素は少なくない。

心理臨床家の藤掛明は、キリスト教界が牧師に孤軍奮闘させながら一過的逸脱においてケアするシステムを持たないことを問題視する。「彼らの多くは有能な人材であり、困難な状況にあまりに無防備に孤独な戦いを挑み続けさせてしまった」ゆえに、処分とともに復

¹⁴ 宗教社会学者の桜井義秀は日本キリスト教の特殊性について、かつて上流階級や知識人が受け入れ、キリスト教精神の病院や学校など社会事業を展開してきたため、教団には社会的に高く評価されて当然という意識があると指摘する。だから性的虐待・セクハラは神聖で高潔な教会ではあり得ないこととして処理されてしまうが「性的な問題は教会で起きてはならないという考えではなく、起こり得るという意識が必要」とする。「キリスト教会の『性犯罪』」 AERA 2008.4.14 p24

帰システムの構築が不可欠としている。¹⁵

教会になにができるか。これはパウロに聞くこととしたい。彼は信徒たちに祈りを奨めるとともに、「私のためにも祈ってください」と強く願っている。

では、しっかりと立ちなさい。腰には真理の帯を締め、胸には正義の胸当てを着け、足には平和の福音の備えをはきなさい。これらすべてのものの上に、信仰の大盾を取りなさい。それによって、悪い者が放つ火矢を、みな消すことができます。救いのかぶとをかぶり、また御霊の与える剣である、神のこばを受け取りなさい。すべての祈りと願いを用いて、どんなときにも御霊によって祈りなさい。そのためには絶えず目をさまして、すべての聖徒のために、忍耐の限りを尽くし、また祈りなさい。また、私が口を開くとき、語るべきことばが与えられ、福音の奥義を大胆に知らせることができるように私のためにも祈ってください。私は鎖につながれて、福音のために大使の役を果たしています。鎖につながれていても、語るべきことを大胆に語れるように、祈ってください。(エペソ 6:14~20)¹⁶

教会には教職を守るつとめがあるのではないか。ともすれば「牧師は自分たち信徒を守る。教会員のために祈る。それが当然」といった意識が多くの教会員の中にありはしないか。パウロほどの人物さえ「私のために祈ってほしい」と願った。信仰の勇者といえども祈りによる支えを必要としている。そして多くの教会が「牧師を守り支えなければならない」ことに気づかない。人間知りのパウロが「どんなときにも御霊によって祈りなさい」と求めるのは、このようなときをも想定しているにちがいない。

(日本長老教会西部中会巡回説教者)

¹⁵ 『クリスチャン新聞』同上

¹⁶ パウロはコロサイ 4:3 Iテサロニケ 5:25 IIテサロニケ 3:1 などでも自分のために祈ってほしいと願っている。(ほかにヘブル 13:18)